

○議長（小林哲雄）

はい、続けます。

日程第5 議案第37号 開成町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定することについてを議題といたします。

提案理由を町長に求めます。町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、児童福祉法第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、開成町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定を提案いたします。よろしくお願いたします。

○議長（小林哲雄）

細部説明を担当に求めます。

教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（小野真二）

朗読させていただきます。議案第37号 開成町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定することについて。

開成町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成26年11月28日提出、開成町長、府川裕一。

1ページおめくりください。この条例の制定趣旨等につきましては、先ほど申し述べさせていただいたとおりでございます。

開成町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例。

第1条、趣旨でございます。児童福祉法に基づきます、設備、運営の基準を定めるものでございます。

第2条といたしまして、定義でございますが、放課後健全育成事業、児童、保護者等についての定義してございます。

第3条、最低基準の目的でございます。利用児童が明るく健康的な環境において適切な訓練を受けた職員により、心身ともに健やかに育成されることを保障するもの。このための条例でございます。

第4条、最低基準の向上でございます。こちらには最低基準向上のための町の対応が記載してございます。

第5条、最低基準と放課後児童育成事業者でございます。事業者は、最低基準を超えて、設備及び運営を向上させなければならない。及び低下させてはならないという規定をさせていただいてございます。

第6条、放課後児童健全育成事業の一般原則。目的等を定めてございます。人権に配慮すること、地域交流をすること等でございます。

第7条、放課後児童健全育成事業者と非常防災対策でございますが、申しわけございません。この条項1行段ずれで間違っている点がございますので、この場をおかり

して、訂正をお願いしたいと思います。

第7条のすぐ後、一つスペースをあけまして、放課後児童健全育成事業者は、という形でつながるものが正しいものでございますので、たびたびの訂正で申しわけございません。修正をお願いしたいと思います。

この第7条におきましては、非常災害に対する必要な設備、消火訓練の実施に努めなさいというようなもの、及び町独自の条項でございます避難、消火等の訓練時の地域住民の参加に関すること。開成町地域防災計画に基づく連携について規定をさせていただきます。

第8条、放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件でございます。健全な心身、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉に熱意のある人でなければならない。できる限り児童福祉事業に関する訓練を受けた者でなければならないというものでございます。

また、独自の条項といたしまして、事業者が暴力団員や、暴力団関係者でないことというものも付加させていただきます。

第9条でございますが、放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能向上等でございます。自己研鑽に励んで、必要な知識、技能の習得、維持向上に努めなさい。事業者さんの責務といたしまして、職員の資質向上のために、研修会を確保しなさいというものでございます。

設備の基準でございます。第10条になります。遊び及び生活の場としての機能及び静養するための機能を備えた区画を設けること。「専用区域」の設置等について記載をさせていただきます。また、面積についても記載をさせていただきます。

第11条、職員でございます。事業者は、事業所ごとに資格要件を有する放課後児童支援員を置かなければならない。放課後児童支援員は、支援の単位ごとに2名以上が必要であること。ただし、1人は補助員で支援に変えることができること。一つの支援の単位の児童の数は、おおむね40人以下とするということを規定させていただきます。

第12条、利用者を平等に取り扱う原則でございます。国籍、信条、身分等によって差別してはならないというものでございます。

第13条、虐待等の禁止でございますけれども、利用者に対し暴行、わいせつ行為、育児の怠り等をしてはならないというものでございます。

衛生管理等が、第14条でございます。衛生的な設備の維持管理をするというものでございます。感染の予防ですとか、食中毒が蔓延しないような必要な措置をなささいというものでございます。

第15条は運営規程でございます。運営目的、運営方針、職員の数等、必要なことを定めなさいというものでございます。

第16条は、放課後児童健全育成事業者が備える帳簿でございます。財産、利用者の処遇等明らかにするものを備えなさいというものでございます。

第17条は、守秘義務、秘密保持でございます。

第18条につきましては、苦情への対応。

第19条が、開所時間及び日数でございまして、事業者は保護者の就労時間、小学校の終了時刻等を考慮して、当該事業所ごとに開所時間及び日数を定めなさいと。小学校の休業日の日には、1日8時間以上、小学校の休業日以外につきましては、1日3時間以上、開所日につきましては、年間で250日以上をやりなさいというものでございます。

第20条は、保護者との連絡でございまして。

第21条につきましては、関係機関との連携を規定させていただいております。

第22条につきましては、事故発生時の対応ということで、事故発生時は速やかに、町、保護者等に連絡して、必要な措置等をとること等を規定させていただいております。

続きまして、附則でございまして、施行期日は、第1項でございまして。この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。というものでございまして、この法律の施行日が、子ども・子育て支援法の施行日になりまして、現在におきましては、平成27年4月1日からと言われているものでございます。同様な期日で策定していきたいというふうに思います。

第2項では、職員に関する経過措置でございまして、この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間、第11条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」と読みかえる経過措置でございまして。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（小林哲雄）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

2番、高橋久志議員。

○2番（高橋久志）

2番議員、高橋です。私の質問は、第9条の関係、小学校の授業の休日に行う放課後児童健全育成事業、1日8時間、それから、休日以外は1日につき3時間。

○議長（小林哲雄）

高橋議員、第19条でいいですね。

○2番（高橋久志）

19条です。失礼しました。

それから、1年につき250日以上、これが原則というふうに規定されておりますが、現在の開成町の実態と、これを条例化することによって差は生じないと、こういうことになっていくのかどうか、確認をしていきたいと思っております。

それから、今後、働くご婦人の方の就労も増えるということで、この条例が非常に活用されてくるんじゃないかなというふうに私は思っているところでございます。

そこで、新たにこの条例に基づいて、必要に応じて拡充、拡大というものは、どこに規定されているのかどうかというふうにはちょっと見ましたけれども、それはない。この辺の考え方を条例で設ける必要があるのではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（小林哲雄）

福祉課長。

○福祉課長（遠藤伸一）

私のほうからお答えいたします。まず19条の関係です。現状とこの条例との差異というようなことをございますけれども、現状でやっているものにつきましては、この時間、日数をクリアしているということで、それと同等のものというような形で考えております。

あと、後段の今後のことをございますけれども、実は今年度におきまして、子ども・子育て支援事業計画をつくっておりますけれども、その中で、例えば放課後児童健全育成事業のこの5年間の方向性みたいなのは、その計画に入れさせていただいております。

1点だけ申し上げるならば、その中で計画期間5年間の最終年度であります平成31年度までに、小学校全学年の受け入れを目指しますというような形での計画を策定中ということでお答えをさせていただきます。

以上です。

○議長（小林哲雄）

高橋議員。

○2番（高橋久志）

今、課長から回答がございましたけれども、そうしますと、平成31年度までに小学校6年生まで拡充すると。これはまだ不確定な要素があるというふうに私は受けとめておるんですが、この実現の可能性というのは、具体的に言えば、今までの状況を見ながら、31年度に再度検討すると、こういうことになるのか。ぜひ6年生まで状況に応じて扱ってもらえるよう希望したいと思うんですけれども、この辺、これから先の話になりますけれども、希望的に受けとめていいのかどうか。もう一度その辺の説明をお願いします。

○議長（小林哲雄）

福祉課長。

○福祉課長（遠藤伸一）

お答えをいたします。計画につきましては現在策定中で、案の段階でございます。今後パブリックコメント等を行いまして、今年度中に計画として固まるものでございます。当然、この計画をつくる中でも、関係各課等々の打ち合わせをしていくことの中で計画が決まっていきます。今後、なかなかすぐの実現は難しいということの現実の中で、5年間というスパンの中での実現ということでありますので、その間、しっかり検討して、実現ができるように検討をしていきたいと考えております。

○議長（小林哲雄）

ほかに質疑ございませんか。

8番、山田貴弘議員。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。先ほどの議案と重複するところ、虐待の問題と防災計画の部分というのは重複する部分はあるんですが、そこら辺は今回の条例で、今後の検討課題ということで、今回の放課後児童支援の条例については、先ほどと同じだということで、あえてここで追及はしませんが、気になる場所なんです。6条の3項の条文、「放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し」という部分で、「運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。」ということで締めくくっているんですが、ここでいう児童の保護者というのは、これはわかります。当然、これは20条で保護者との連絡とか、そういうので密にするということでは、容易に連携というか、説明責任を果たすということではできるんですが、ここでいう地域社会に対してというのは、どのようなことを想定しているのか。要するに近隣、近所、向こう3軒までを地域社会というのか。学区を言うのか、町全体を言うのか。そこら辺、余りにもこのような条文が入ってくると、事業者に対して負担がかかるのではないのかなという、当然、これは例えば、広報紙等でお知らせするときに費用もかかってきますので、そこら辺の想定、この条文に対してクリアするための事業者の果たす責任というのは、どこまでを想定しているのか。そこら辺を説明願いたいと思います。

○議長（小林哲雄）

教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（小野真二）

地域社会ということに対してのご質問かと思いますが、地域社会ということにつきましては、事業所設置場所周辺、あるいはその近隣の地区というふうな考え方を持っております。こういう事業を行うということは、近所の方に、付近の方に知っていただいて、あるいは協力していただいて、時には車の通行が多くなったということで、ご迷惑をかけるということもあろうかと思っております。こういうふうなことを含めて、地域社会の方と連携を取りながら行っていく。また、その連携を行っていくことが、事業のPRにもなると。これらのことが外部からの評価を受けたり、事故での改善をしていくものになっていくと思っておりますので、例えば、どこの地域とか、何メートルとかというあれはございませんけれども、主に関係する周辺ということになります。広い意味では、小学校区ということも考えられるかもしれませんが。特にどこどこというような概念は持っておりません。

○議長（小林哲雄）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（草柳嘉孝）

そういった考えと、その中には、例えば自治会ですとか、地域の方々、または、年

齡の広がった段階では老人クラブですとか、人生の経験、先輩方、そういった何らかの交流をするということも、やはり子どもたちにとっては非常にいい経験になるわけですから、そういったことも想定できるのではないかと。そういった努力目標を含めた中での記載ということをご理解いただけるかと思います。

以上です。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。言われていることは理解しているんですが、事業者にとっては、当然、放課後の児童を預かるについての運営の部分で力を注ぎたいところを、この部分で余り拡散し過ぎちゃっても事業に支障が来るといけないという部分もありますので、アバウトにしたほうがいいのか、明確にしたほうがいいのか、またこれは運用の中で、こういうやり方をしなさいということを示したほうがいいのか。もう少し周知方法、ここで言う運営の内容を適切に説明するという、行っていることが透明性があるんだよということのある意味、地域を含めた中に報告してくださいよということを行っていると思いますので、そこら辺、余り行政課のほうでアバウト過ぎてもいけないので、最低基準というのですか、これはしてくださいよというのは課の中で統一していただいて、運営に臨んでもらいたいというところをお願いいたします。

以上です。

○議長（小林哲雄）

1番、菊川敬人議員。

○1番（菊川敬人）

1番、菊川です。15条の運営規定のところでお伺いいたします。9項目めの非常災害対策というのがありますが、これは災害が起きたときの対策ということだけなのか。あるいはもう少し幅を広げて、訓練等も含めた形でここで規定するのかということなんですが、いかがでしょうか。

○議長（小林哲雄）

教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（小野真二）

非常災害対策ということになりますと、常でないというのが非常だと思いますので、全て含みますけれども、訓練等につきましては、町の条項等でも若干触れさせていただいていますので、こちらのがより広い語彙の解釈だというふうに考えております。

○議長（小林哲雄）

9番、佐々木昇議員。

○9番（佐々木 昇）

9番、佐々木昇です。ちょっと細かいことでお伺いしたいんですけれども、条文の中に、各所に人をあらわす「もの」という言葉が出てきているんですけれども、これは

漢字、平仮名ちょっとあるんですけど、これは何か使い分けをされているのかお伺いいたします。

○議長（小林哲雄）

教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（小野真二）

ご指摘の「もの」につきましては、漢字の者と漢字の物と平仮名のものがあると思います。今ご指摘のものは、漢字の物は関係なくて、漢字の者か、ものかというものでございますけれども、これは議員ご指摘されましたとおり、私もこれには少し戸惑いました。なぜ、ここが漢字なの、何でここが平仮名なのというのは正直あったんですけども、それを県の資料をもとに確認したり、あるいは法制担当と確認したりしてまいりましたけれども、今ここでお示しさせていただいておりますのは、国から示されました省令に基づいたものでございますけれども、そのおのおのにつきまして、使い方について、納得できるものであるという形の中で、本日お示しをさせていただいております。使い方、場所等によりまして意味がございます。それに基づいて使われているというご理解をいただければと思います。

○議長（小林哲雄）

よろしいですか。ほかに質疑ございますか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第37号 開成町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（小林哲雄）

お座りください。起立全員によって、可決いたしました。